（電子メール施行）
教体第１７９４号
令和４年３月４日

各県立学校長　様

教　　育　　長

「まん延防止等重点措置」が再延長されることを踏まえた

学校内での感染防止対策について

新型コロナウイルス感染者数は減少の傾向が見られますが、病床使用率や重症者数は依然として高い水準であり医療体制はひっ迫していることから、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」が、３月 21 日（月）まで再延長されることとなりました。

ついては、引き続き「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、まん延防止等重点措置終了までの期間、別添「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」（以下、「県対処方針という」）のとおり感染拡大防止の徹底に取り組むようお願いします。

このたび、卒業式後は３年生の部活動参加を可とします。また、心のケアとして、小学校６年生、中学校２年生を対象に３回目の実態調査を行うこととしていますので、追記します。

各学校におきましても、心のケアには十分留意願います。来週の学力検査が安全安心の中で実施できますよう、引き続きご尽力をお願いします。